

## 定額減税の給与支払報告書（個人明細書）への記入について

### 【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項については、以下のように記入してください。

内 容	記 入 方 法
① 実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
② 年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※ 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0円」
③ 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	(上記①、②に加えて) 非控除対象配偶者減税有 ○○○○(氏名) ※ 同一生計配偶者が、障害者・特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有(氏名)」と追記します。

※上記①と②の合計が、所得税の定額減税額となります。

(例) 本人1人分30,000円の定額減税を控除したときの摘要欄の記入例

- ・全額控除した場合：源泉徴収時所得税減税控除済額30,000円、控除外額0円
- ・9,500円のみ控除した場合：源泉徴収時所得税減税控除済額9,500円、控除外額20,500円

⑦ 給与支払報告書 (個人別明細書)	※区分		住所		氏名		職名		職種		年齢		性別		婚姻状況		世帯区分		世帯員数	
	支払を受ける者		住所		氏名		職名		職種		年齢		性別		婚姻状況		世帯区分		世帯員数	
	種別		支払金額		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額											
	給与・賞与																			
	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)		専業主婦である親族の数									
	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額													
	(摘要)		源泉徴収時所得税減税控除済額		円		控除外額		円											
	生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額									

※年末調整した方全員の「摘要欄」に定額減税に関する内容を記入します。

※「摘要欄」は定額減税に関する事項を最初に記入し、前職分の支払金額等がある場合は、次に続けて記入してください。

※定額減税の対象となるのは、国内居住者のみです。

### 【年末調整をしていない給与等の場合】

- ・退職や死亡等で年末調整をしていない方や、給与収入が2,000万円を超えるなどの理由で年末調整の対象とならなかった方については、「摘要欄」に定額減税に関する事項の記入は不要です。
- ・「源泉徴収税額」欄には、事業所で徴収した源泉徴収金額の合計を記載してください。
- ・年末調整をしていない方（再就職先で年末調整された方を除く）は、確定申告で最終的な定額減税の精算を行うこととなります。

※年末調整に関する詳細は、国税庁HP「令和6年分 年末調整のしかた」等も参考にしてください。